

第526回 海務協議会

(1) 日時：平成26年5月14日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「薬物及び銃器取締強化期間」への協力及び情報提供の依頼について
監視部：佐々木 統括監視官
2. 「出港前報告制度」における積荷情報の報告時の留意点
監視部：佐々木 統括監視官
3. 「とん税納付申告」に係る注意事項（最近の事例）
監視部：菅 上席監視官
4. 「船用品」の認定について
監視部：菅 上席監視官
5. 「2014 世界トライアスロンシリーズ横浜大会」開催に伴う交通規制について
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

・4月期の税関人事異動に伴う担当官の挨拶

開催予定日 平成26年 7月 16日（水）開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp>（横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp>（日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/>（日本関税協会横浜支部）

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

横浜税関

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっております。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。

このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成 26 年 5 月 7 日（水）～平成 26 年 5 月 31 日（土）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
情報提供サイト <http://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ QRコード
密輸 110 番 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1 
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

～安全・安心な社会を目指して～

不正薬物・けん銃等の密輸阻止にご協力を

連絡先:密輸ダイヤル(0120-^{シロイ クロイ}461-961)
税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/>

フェリー旅客の携帯品から大麻草を発見・摘発

大韓民国から到着したフランス人旅客に対する携帯品検査により、リュックサック内に隠匿していた大麻草約2gを発見、摘発しました。



リュックサック内に隠匿

(平成25年10月、門司税関下関税関支署 摘発)

船舶乗組員らから覚醒剤を摘発

港に停泊中の外国貿易船の乗組員と受取人が、覚醒剤約10kgの入った黒色袋を陸揚げし、不正に輸入したところを発見、摘発しました。



黒色袋に隠匿

(平成25年7月、名古屋税関本関 摘発)

港湾において不審者等を見かけたら
税関にお知らせください。



密輸情報の提供にご協力ください
密輸ダイヤル(24時間受付) ^{シロイ クロイ}0120-461-961

フリーダイヤル
しろい・くろい
って覚えてね!

税関イメージキャラクター・カスタム君

(H26.4-①)

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点 (平成26年4月作成)

本年3月1日より運用している出港前報告制度において、これまでのところ、マスターB/L番号及び船舶情報の不一致、船卸港コードの誤り等の事例が発生しています。

- ・ 船会社は、契約する利用運送事業者と出港前報告(AMR)業務で報告する船卸港コード、船舶情報(船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番)及びマスターB/L番号を情報共有してください。
また、契約する利用運送事業者から出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務による報告の有無について、確認してください。
- ・ 利用運送事業者は契約する船会社から提供された情報に基づき、船会社が出港前報告(AMR)業務で報告される内容と同一の船卸港コード、船舶情報及びマスターB/L番号を入力してください。
また、船会社に対して出港前報告(ハウスB/L)(AHR)業務による報告を行う積荷情報の関連マスターB/L番号を報告してください。

以下の不一致となった事例等を参考に今後適切な報告を行ってください。

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点

1. マスターB/L番号に関する不一致情報

船会社と利用運送事業者が報告した積荷情報のマスターB/L番号が相違したことによる不一致情報が発生しています。具体的には、次のような事例がみられますので、ご注意ください。

・ NACCS用船会社コードが重複入力されたことにより不一致となった事例

AMR : ABCD × × × ○ ○ ○

AHR : ABCD ABCD × × × ○ ○ ○

・ NACCS用船会社コードの相違により不一致となった事例

AMR : ABCD × × × ○ ○ ○

AHR : WXYZ × × × ○ ○ ○

・ 枝番の適用誤りにより不一致となった事例

AMR : ABCD × × × ○ ○ ○

AHR : ABCD × × × ○ ○ ○ 1

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点

2. 船舶情報に関する不一致情報

船会社と利用運送事業者が報告した積荷情報の船舶情報（船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番）が相違したことによる不一致情報が発生しています。具体的には、次のような事例がみられますので、ご注意ください。

・ 船積港枝番適用誤りにより不一致となった事例

AMR：入力なし

AHR：「1」を入力

船積港枝番については、同一航海で同一の港に2回目に入港する場合は「1」を入力する。

詳細については「出港前報告制度の導入について（手引き）」の別紙8及び10の入力項目表をご覧ください（下記URL参照）。

税関HP：http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/annex.htm

・ 船舶コードの入力誤りにより不一致となった事例

AMR：信号符字を入力

AHR：IMO番号や船名を入力

船舶コード欄にはIMO番号や船名ではなく、信号符字（コールサイン）を入力してください。

（参考）NACCSに登録されている船舶コード

<http://www.naccscenter.com/system/code/scac-code.html>

なお、NACCSに登録されていない船舶コードを入力する場合は、「船舶コード」のほか、「積載船名」及び「船舶国籍コード」の入力が必須となります。詳細については業務仕様書をご参照ください。

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点

・航海番号の入力誤りにより不一致となった事例

例えば、次のように報告されたため不一致となった事例がありました。以下の事例を参考に船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、適切に航海番号を報告して下さい。

- ① AMR : 1 1 1 1 / AHR : V 1 1 1 1
- ② AMR : 2 2 2 N / AHR : 2 2 2
- ③ AMR : 0 0 3 3 3 / AHR : 3 3 3

・船積港コードの入力誤りにより不一致となった事例

例えば、天津新港（CNTXG）と入力すべきところ、天津港（CNTSN）と誤って入力して報告された事例がありました。以下の表を参考に船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、適切なコードを選択して報告して下さい。

（参考）近隣の港のコード使用より不一致となった報告例

国	港名	コード	近隣の港名	コード
中国	TIANJINXINGANG	CNTXG	TIANJIN	CNTSN
アメリカ合衆国	LOS ANGELES - CA	USLAX	LONG BEACH - CA	USLGB
ベトナム	HO CHI MINH CITY	VNSGN	CAT LAI	VNCLI
フィリピン	MANILA	PHMNL	MANILA NORTH HARBOR	PHMNN

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点

3. 船卸港コードの入力

・ 類似の港名又は港コードに関する船卸港コードの誤り

例えば、宮城県の仙台塩釜港（JPSGM）と入力すべきところ、鹿児島県の川内港（JPSEN）と誤って入力して報告された事例がありました。以下の表を参考に船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、適切なコードを選択して報告して下さい。

（参考）類似の港名に関する誤った船卸港コードの報告例

港名（所在地）	コード	類似の港名（所在地）	コード
仙台塩釜港（宮城県）	JPSGM	川内港（鹿児島県）	JPSEN
博多港（福岡県）	JPHKT	伯方港（愛媛県）	JPHKS
清水港（静岡県）	JPSMZ	清水港（高知県）	JPTSZ
名古屋港（愛知県）	JPNGO	名護屋港（大分県）	JPNGY
堺港（大阪府）	JPSAK	境港（鳥取県/島根県）	JPSMN
新潟港東地区（新潟県）	JPNIH	新潟港西地区（新潟県）	JPNIN

（参考）類似の港コードに関する誤った船卸港コードの報告例

港名	正しいコード	港名	類似のコード
京浜港（横浜）	JPYOK	十勝港	JPTOK

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点

・内航船用の港コード

内航船用の港コードであるため入力することができないコードがあります。以下の表を参考に船会社と利用運送事業者との間で情報共有を図り、適切な船卸港コードを報告してください。

(参考) 入力することができない主な港コード

正しい港名	正しいコード	内航船用港名	内航船用コード
石狩湾港	JPISW	石狩湾新港	JPISS
三河港	JPMKW	豊橋港	JPTHS
三島川之江港	JPMKX	伊予三島港	JPIYM
伏木富山港（伏木）	JPFSK	富山新港	JPTOS

なお、船卸港コードが不明な場合は契約する船会社又は入港地を管轄する税関までお問い合わせください。

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点

4. マスターB/L識別の入力

AMR業務のマスターB/L識別欄に「M」が入力されず、貨物差異の不一致となった事例がありました。マスターB/Lに基づく積荷情報の報告者は、関連するハウスB/Lの報告の有無を確認し、適切な報告をしてください。

なお、貨物差異の不一致の場合は、出港前報告一覧（IML）業務において「貨物差異」欄に「*」が出力されます。

5. ハウスB/L報告完了識別の入力

AHR業務のハウスB/L報告完了識別欄に「E」が入力されず、ハウスB/Lの報告が完了していない旨の不一致となった事例がありました。ハウスB/Lに基づく積荷情報の報告者は、マスターB/L単位で関連するハウスB/Lの報告が完了した場合にはハウスB/L完了識別欄に「E」を確実に入力してください。

6. 着荷通知先の入力

着荷通知先の記載が「Same as Consignee」や「Same as Above」となっていた事例がありました。着荷通知先が荷受人と同じ場合であっても、着荷通知先欄に「Same as Consignee」という入力はせず、荷受人と同じ名称、住所及び電話番号を再度入力してください。

（FAQ問48参照）http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/04.pdf

出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点

7. 電話番号の入力

国番号、区切り符号等が入力されたことにより、電話番号の末尾まで入力されない事例がありました。電話番号欄には市外局番から数字のみを入力してください。

8. 品名の入力

品名欄の記載が「N/M」や「HOUSE HOLD GOODS」となっていた事例がありました。品名欄の入力については、具体的かつ詳細な品名（一般名称又は商品名）を記載していただく必要があります。また、複数の品目がある場合には、代表品目だけでなく複数の品名を350桁以内で可能な限り記載していただく必要があります。

（FAQ問15参照） http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/04.pdf

9. 代表品目番号（HSコード）の入力

世界共通の番号でない98類のコードが使用された事例がありました。代表品目番号は世界各国で利用されている01類～97類までのコードを使用して報告してください。

（FAQ問14, 65, 66参照） http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/04.pdf

3. 「とん税納付申告」に係る注意事項（最近の事例）

(1) NACCS 業務「とん税等納付申告（業務コード：TPC）」業務における入力誤り事例（その 1）

横浜港に入港した本船に係る当該業務を行った際に、

- ・「入出港届提出番号」欄・・・横浜港入港に係る提出番号を入力
- ・「港コード」欄・・・川崎港のコード「JPKWS」と入力

したため、「とん税等納付申告控情報」が川崎税関支署に出力された。

《その後の処理》

→「口座振替方式」が選択（申告後、即時に口座振替処理）されていたため「申告撤回」ができず、やむを得ず申告を有効なものとして扱った（申告を行った船舶代理店より改善策を含めた経緯書を受領）。

※平成 25 年 9 月 11 日及び平成 26 年 1 月 16 日の当協議にて周知済み（別紙参照）

(2) TPC 業務における入力誤り事例（その 2）

不定期航路船の入港に係る当該業務を行った際、「適用税率コード」の入力について、「A：入港ごと納付」を選択するところ、誤って「B：一次納付」を選択してしまった。

《その後の処理》

→「口座振替方式」が選択（申告後、即時に口座振替処理）されていたことにより「申告撤回」ができなかった。その後、船舶代理店（運航者）より還付の申し出があり検討した結果、これに応ずることとした（申告を行った船舶代理店より還付申出書や船長からの委任状等を受領）。

<TPC 業務時の再確認について>

NACCS パッケージソフトを利用して当該業務を行う場合には、すべての事項を入力・送信後に「とん税等税額確認画面」が表示されることから、表示された内容を確認の上、入力内容に誤りがない場合は「はい」を選択のうえ送信してください（入力内容に誤りがあった場合は「いいえ」を押すことにより入力画面に戻ることから、訂正を必要とする事項を上書き入力し、再送信してください）。

(3) 「とん数変更」の事実を把握できず、旧とん数により「とん税等納付申告」を行った事例

横浜港入港時点において、既に新とん数証書が発行されていたが、NACCS での入港手続きであったこと、かつ船舶基本情報の確認タイミングではなかったことから、基本情報に係る確認を特段行わず（船長（船会社）からも変更の旨の申し出無し）、旧とん数により TPC 業務を実施した。その後、次港にてマニュアルで入港手続きが行われ、税関がシステムに登録されている船舶基本情報と提示されたとん数証書を対査したことにより変更されていた事実が判明した。なお、本来、横浜港の前港（外地から直入港で、その時点で新とん数証書が発行済）にてとん数変更が行われているべきであった（当該港では、年間納付済み）。

《その後の処理》

→増額更正手続きを行った（申告を行った船舶代理店より経緯書や船長からの委任状等を受領）。

<船舶基本情報の確認について>

船舶基本情報の確認のタイミングでなくとも、可能な範囲でとん数等「船舶基本情報」の内容に変更はないか確認をお願いいたします。

とん税等申告の誤りは、船舶代理店・税関双方にとって相当の事務の負担になります。

NACCS 業務「とん税等納付申告（業務コード：TPC）」業務における注意点について

「とん税等納付申告（業務コード：TPC）」業務において、横浜港に入港した本船に係る当該業務を行った際に、

- ・「入出港届提出番号」欄・・・入港届業務を行った際に払い出された番号を入力
※横浜税関本関に届け出た入港届に係る番号
- ・「港コード」欄・・・川崎港のコード「JPKWS」と入力

したため、「とん税等納付申告控情報」が川崎税関支署（取締担当部門及び収納担当部門）に出力されるという事案が複数回発生しました。

現状では、上記のような入力を行った場合でもシステム上エラーとなりませんので、特に横浜港及び川崎港それぞれの入港船を掛け持ちでご担当されている代理店におかれましては、入力内容を十分ご確認の上業務を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

<入力画面>

船舶コード*	<input type="text"/>
入港届提出番号*	<input type="text"/>
船舶運航者	<input type="text"/>
申告者名	<input type="text"/>
申告者住所	<input type="text"/>
港*	<input type="text"/>
適用税率*	<input type="text"/>
トン数*	<input type="text"/>
納付方法等	<input type="text"/>
口座番号	<input type="text"/>

「入出港届提出番号」欄と「港コード」欄の組合せを十分ご確認のうえ、業務を行ってください。（横浜港に入港した本船の場合には港コード欄に「JPYOK」、川崎港の場合には「JPKWS」と入力）

4. 「船用品」の認定について

「船用品」に係る定義等につきましては、以下のとおり規定されております。

◎ 関税法 第 2 条第 1 項第 9 号（定義）

「船用品」とは、燃料、飲食物その他消耗品及び帆布、綱、じょう器その他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。

◎ 関税法基本通達 2-11（船用品に関する用語の意義）

法第 2 条第 1 項第 9 号「その他の消耗品」、「じょう器」及び「その他これらに類する貨物」の意義は、それぞれ次による。

- (1) 「その他の消耗品」とは、潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう。
- (2) 「じょう器」とは、船室等に備え付けられる机、椅子、寝台、ラジオ、テレビ等の備品で、旅客又は乗組員の生活に必要と認められるものをいう。
- (3) 「その他これらに類する貨物」とは、消耗品、じょう器以外の貨物で、船舶の航行に直接又は間接に必要な計器類、電気器具類、修理部品その他これらに類するもの及び旅客又は乗組員の厚生用物品で船舶に備え付けられるものをいう。

上記規定につきましては従前より特段変更はありませんが、船用品として申告された貨物について、税関による審査の結果、定義等に照らし合わせて船用品として認定できない場合には、「内貨（外貨）船用品積込承認申告」ではなく「輸出（積戻）申告」を行っていただくこととなります。

申告前の段階で疑義が生じた場合には、前広にご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします（「輸出（積戻）申告」の場合には、貨物を保税地域に搬入する必要がある等、船用品に係る手続きよりも時間を要することとなります）。

なお、これまで船用品として認定してきた貨物であっても、「船舶の航行に直接又は間接に必要な」と判断した場合には、「輸出（積戻）申告」を行っていただくこととなりますので、その点、ご了承ください。

<船用品として認定できない事例>

資源・海洋等探査（調査）船に係る「探査（調査）機器」については、「消耗品」「じょう器」「厚生用物品」に該当せず、また「船舶の航行に直接又は間接に必要な計器類」とも認められないため、船用品として認定できないことになる。

交通規制のお知らせ

世界トリアスロンシリーズ横浜大会 神奈川県警察

2014世界トリアスロンシリーズ横浜大会

エリート大会
パストライアスロン大会

5月17日(土)

交通規制へのご協力をお願いします。

● 両日この方面への車でのお出かけは、できるだけ遠慮ください。
● 交通規制 2回については、案内看板や現場の警察官、警備員の指示に従ってください。

エイジ大会
5月18日(日)

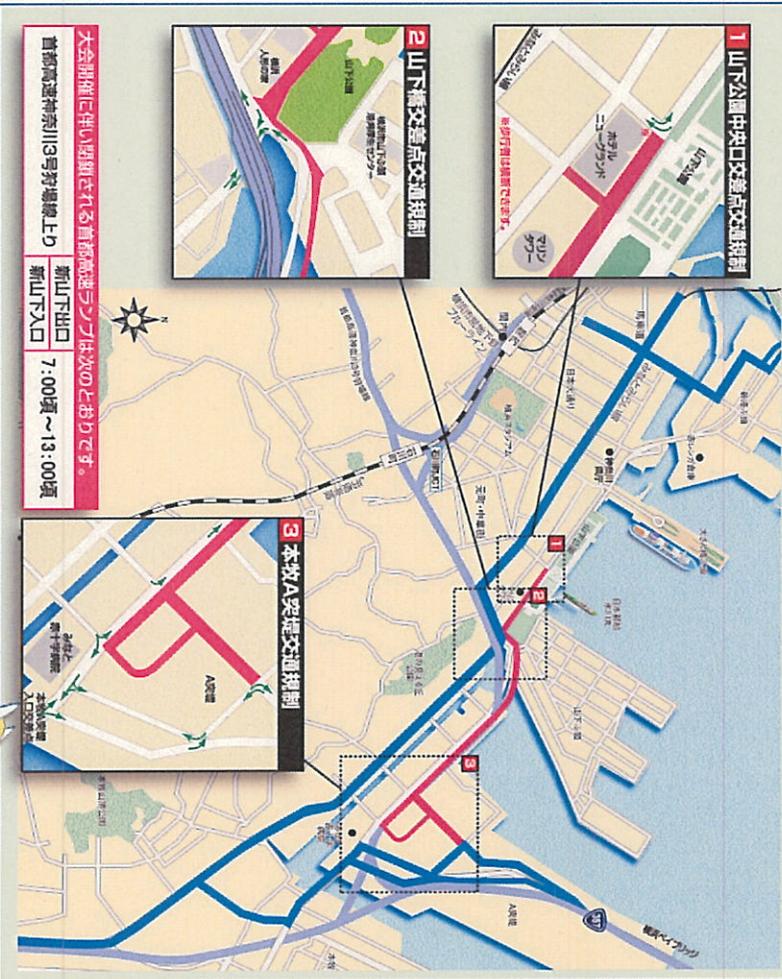
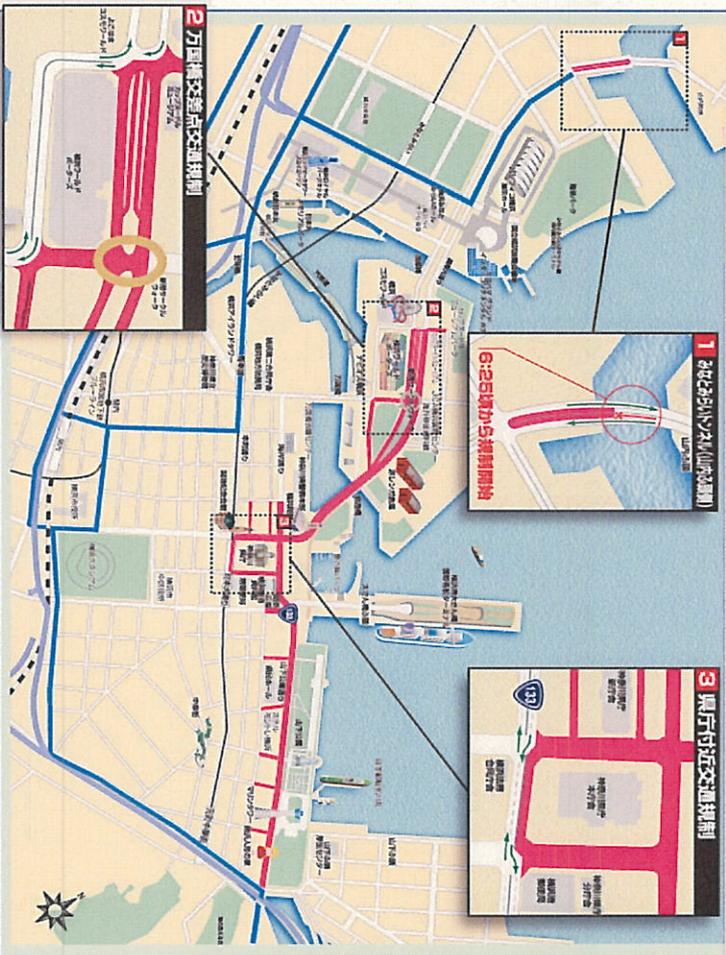
規制時間 / 6:30頃～15:15頃

みなとみらい21周辺道路、大さん橋、山下公園周辺、国道133号県庁前へは6:30頃～15:15頃まで
出入りできません。
※みなとみらい21(山下公園側)は6:25頃～
※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。

■ 車両通行止め
→ 進行可能方向
← 迂回路

規制時間 / 7:00頃～13:00頃

山下公園・山下公園周辺、新山下周辺へは7:00頃～13:00頃まで出入りできません。
※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。



大会情報のお問い合わせ先
世界トリアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局

Tel.045-680-5538

大会開催に関わる交通渋滞情報のお問い合わせ先
(公財)日本道路交通情報センター

Tel.050-3369-6614

神奈川県警察からのお知らせです。

自転車も のれば 車のなかまいり

息子はサギ?

見逃れ オレレ詐欺
電話でお金を請求する
息子はサギ?
息子などに電話をかけて質問し、お金の
要求だけで通じる合言葉を決めておいて!!